

公立大学法人青森公立大学職員の地域手当に関する細則

平成21年4月1日

規程第74号

改正 平成22年 3月規程第 13号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)第13条の規定に基づき、地域手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給地域及び支給割合)

第2条 給与規程第13条第1項の別に定める地域は、人事院規則9-49(地域手当)別表第1に掲げる地域とする。

2 給与規程第13条第2項の理事長が定める割合は、人事院規則9-49-32(人事院規則9-49(調整手当)の全部を改正する人事院規則)附則別表第2のとおりとする。

(端数計算)

第3条 給与規程第13条第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与規程第16条、第20条及び第26条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(支給の方法)

第4条 地域手当は、給与の支給方法に準じて支給する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの間における給与規程第13条の規定による地域手当の支給割合の特例)

2 給与規程附則第13項の100分の18を超えない範囲内で別に定める割合は、100分の17とする。

(雑則)

3 前項に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成 2 2 年規程第 1 3 号）

（施行期日）

この細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。